

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujiyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年8月31日まで縦覧に供する。

平成21年7月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人土壁ネットワーク

大西 泰弘

高松市亀井町8番地12

3 定款に記載された目的

この法人は、土壁や木造建築などの地域で受け継がれてきた伝統的技術の存続と普及に寄与することを目的とする。